石油石炭税納税申告書（法第13条用）の書き方

1　この用紙は、石油石炭税法第13条第１項又は第２項《移出に係る原油又はガス状炭化水素についての課税標準及び税額の申告》の規定による石油石炭税の納税申告書（期限内申告書、期限後申告書、修正申告書、還付請求申告書）として使用してください。

なお､既に納税申告書を提出している者が国税通則法第23条の規定に基づく更正の請求を行う場合、「＿＿＿税更正請求書」（CC2-3024-1）を使用してください。

2　不要の文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。

なお、※印欄には、記載しないでください。

3　「石油石炭税納税申告書（法第13条用）」(CC2-3507-1)は、次により記載してください。

(1)　標題の「令和　年　月分」の箇所には、申告しようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭（以下「原油等」といいます。）を移出した年月を記載します。

なお、石油石炭税法第13条第２項の規定により石油石炭税の還付請求申告書を提出する場合には、還付請求申告書を提出する日の属する月の前月を記載します。

(2)　「納税地の所在地及び名称」欄には、この申告書を提出する原油等の採取場（石油石炭税法第７条第１項ただし書《納税地》の規定により国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所、また、同一税務署管内に２以上の採取場を有している場合には、主たる採取場）の所在地及び名称を記載します。

(3)　「住所」欄には、申告者の住所（申告者が法人等の場合には、本店及び主たる事務所の所在地）を記載します。

(4)　「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、申告者が個人の場合は氏名を記載し、法人等の場合には、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載します。

(5)　「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号を記載し、法人等の場合には、法人番号を記載します。

(6)　「同上代理人」欄には、代理人の名で申告書を提出する場合（あらかじめ「申告・申請等事務代理人届出書」(CC2-3004)を提出している場合に限ります。）における代理人の役職名（又は職業）及び氏名を記載します。

(7)　「この申告書による税額」の各欄は、「石油石炭税課税標準額及び税額の計算書（納税申告書付表）」(CC2-3507-2)」を記載した後に、次により記載します。

なお、修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を記載します。

イ　「①」欄には、付表の「㉔」欄に記載した金額を、そのまま記載します。

ロ　「②」欄には、原油等の採取場に戻し入れた原油等について納付した、又は納付すべき石油石炭税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとする石油石炭税相当額（石油石炭税戻入れ・移入控除（還付）税額計算書(CC2-3507-3)の「①」欄に記載した金額）を記載します。

ハ　「③」欄には、採取場に移入し再移出した原油等について課された、又は課

されるべき石油石炭税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとする石油石炭税相当額（石油石炭税戻入れ・移入控除（還付）税額計算書の「②」欄に記載した金額）を記載します。

ニ　「④」欄には、被災した原油等に課された石油石炭税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとする石油石炭税相当額（石油石炭税災害控除（還付）明細書(CC2-3016)の「控除（還付）税額⑤」欄に記載した金額の合計額）を記載します。

ホ　「⑥」欄には、「⑤」欄に記載した金額が「①」欄に記載した金額よりも大きい場合に、⑤－①の算式により計算した金額を記載します。

ヘ　「⑦」欄には、「①」欄に記載した金額が「⑤」欄に記載した金額よりも大きい場合に、①－⑤の算式により計算した金額を記載します。この場合において、その差し引きして計算した金額に 100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載し、また、その金額の全額が 100円未満のときは「00」を二重線で抹消し「０」と記載します。

(8)　「⑧」欄には、修正申告書を提出する場合に、修正申告を行う直前に確定している納税申告書の「Ⓖ還付を受ける金額」欄若しくは「Ⓗ納付すべき税額」欄の記載内容（還付を受ける金額の場合には、「－」印を付してください。）又は修正申告の直前に受けた更正通知書若しくは決定通知書の「調査額」欄の記載内容を記載します。

(9)　「⑨」欄には、修正申告書を提出する場合に、⑦－⑥－⑧の算式により計算した金額を記載します。この場合において、その計算した金額に 100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載し、また、その計算後の金額の全額が 100円未満のときは、「00」を二重線で抹消し「０」と記載します。

(10)　「Ⓛ」欄には、納税申告書に添付して提出する書類の通数を記載します。

(11)　「Ⓜ」欄には、期限後申告書を提出する場合は、法律で定める申告期限内に申告書を提出できなかった理由及び事情を記載し、また、修正申告書を提出する場合は、修正申告書を提出することとなった理由及び事情を記載します。

(12)　「Ⓞ」欄には、期限内申告書又は還付請求申告書を提出する場合で、「⑥」欄に還付を受ける金額を記載したときに、その還付を受けようとする金融機関について記載します。

4　「石油石炭税課税標準数量及び税額計算書（納税申告書付表）」(CC2-3507-2)は、次により記載してください。

(1)　原油、ガス状炭化水素又は石炭の区分によりそれぞれ該当欄に記載します。

(2)　「⑩」欄には、その月中において原油等を移出した採取場の所在地及び名称を記載します。

(3)　「⑪」欄には、各採取場ごとにその月中に移出した、又は移出とみなされた原油等について、石油石炭税が課せられるものと石油石炭税の免除を受けようとするもの（「⑫」、「⑬」欄に記載するもの）との合計数量を記載します。

(4)　「⑫」欄には、各採取場ごとにその月中に未納税移出した原油等の数量を記載します。

(5)　「⑬」欄には、各採取場ごとにその月中に輸出する目的等で移出した原油等の数量を記載します。この場合、「⑬」の箇所の（　）欄に「輸出」等と記載します。

(6)　「⑯」欄、「⑲」欄及び「㉒」欄には、原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの税率を記載する 。

(7)　修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を(1)から(5)までの要領によって記載します。

5　次に掲げる場合には、上記３の(3)及び(4)にかかわらず、次により記載してください。

(1)　相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の納税申告書を提出する場合

イ　「住所」欄には、相続人の住所を記載します。

ロ　「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、相続開始時の被相続人の住所及び氏名をかっこ書きし、かつ、「相続人」と表示の上、相続人の氏名を記載します。

ハ　相続人が２人以上いるときは、そのうちの１人がイ及びロによりその者の住所及び氏名を記載し、かつ、その氏名の次に「ほか何名」と他の相続人の数を記載するほか、適宜の用紙に、全部の相続人の住所、氏名、被相続人との続柄、各相続人の相続分、相続（包括受遺を含む。）によって得た財産の額及び「⑦」欄又は「⑨」欄に記載した納付すべき税額を相続分によってあん分計算した金額を記載します。

(2)　合併後存続する法人、合併により設立された法人又は人格のない社団等の財産上の権利義務を承継した法人等（以下「合併法人」という。）が、合併により消滅した法人等（以下「被合併法人」という。）の納税申告書を提出する場合

イ　「住所」欄には、合併法人の本店又は主たる事業所の所在地を記載します。

ロ　「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、合併時又は承継時の被合併法人の本店又は主たる事務所の所在地及び名称をかっこ書きし、かつ、「合併後存続法人」等と表示の上、合併法人の名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載します。

6　石油石炭税の免除を受けようとする場合等においては、次の書類をそれぞれ添付してください。ただし、期限後申告書を提出する場合には、石油石炭税相当額の控除若しくは還付又は石油石炭税の免除を受けることができませんので、これらの書類の添付を必要としません。また、修正申告書を提出する場合で、(2)から(4)までの明細書の内容を修正するときは、その修正後の内容を記載したこれらの明細書を添付してください。

(1)　未納税移出した原油等について石油石炭税の免除を受けようとする場合

イ　原油等の移出者と移入者が同一であり、かつ、当該原油等に係る納税地が同一であるとき

‥‥　石油石炭税未納税移出原油等移出入明細書(CC2-3511)

ロ　イ以外のとき

‥‥　石油石炭税未納税移出原油等移入明細書（その１）(CC2-3509-3)又は石油石炭税未納税移出原油等移入明細書（その２）(CC2-3510)

(2)　戻し入れた原油等について、石油石炭税相当額の控除又は還付を受けようとする場合

‥‥　石油石炭税戻入れ控除（還付）税額計算書(CC2-3507-3)

(3)　移入後再移出した原油等について、石油石炭税相当額の控除又は還付を受けようとする場合

‥‥　石油石炭税移入控除（還付）税額計算書(CC2-3507-3)

(4)　被災した原油等について、石油石炭税相当額の控除又は還付を受けようとする場合

‥‥　石油石炭税災害控除（還付）明細書(CC2-3016)及び石油石炭税課税物件被災確認書(CC2-3014)並びに被災原油等について損失補償を受けたことを証する書類